

# 起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成30年8月3日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成30年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	30四議第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )	四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	<b>総務常任委員会</b>			会議年月日	平成30年6月22日(金)		
				会議時間	9時58分～11時41分		
出席委員	委員長	山崎 司		委 員 寺尾 真吾			
	副委員長	大西 友亮					
	委員	安岡 明					
	委員	平野 正					
	委員	西尾 祐佐		欠席委員			
	委員長	廣瀬 正明					
その他	議長	宮崎 努					
	委員外議員	川淵 誠司					
執行部出席者	税務課長	原 憲一					
	税務課長補佐	佐竹 大					
	地域企画課長	伊勢脇 敬三					
	地域企画課長補佐	濱田 武					
	財政課長	町田 義彦					
事務局	事務局長	中平 理恵		事務局員 上岡 真良那			
	事務局長補佐	上岡 史卓					
記 録							
平成30年3月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

## ■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第4号議案「四万十市税条例等の一部を改正する条例」について審査を行った。

### 【説明：原税務課長】

平成30年3月の地方税法の改正に伴う改正。施行日を平成30年4月1日とする必要があるものについては先の臨時議会において専決処分の承認を受けているが、今回の条例改正は施行日に余裕があったため専決処分の対象とならない規定について改正を行うものである。

改正の内容は、個人住民税について「平成33年度から、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除に10万円の振替が行われることや2500万円以上の所得者に対して基礎控除が廃止されること等に伴う、非課税基準の見直し」。たばこ税について、「製造たばこの区分に加熱式たばこを追加」「加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法を重量と価格によるものとする」「税率を平成30年10月1日から平成33年10月1日までの3段階で増税する」。固定資産税について、「平成30年5月に国で成立した生産性向上特別措置法に基づき中小企業者が策定する先端設備等導入促進計画に従って購入した一定の機械設備等に対する課税標準割合を、H30年度から32年度の3年間に取得したものに限り「0」とする特例率を適用する」。これらについて所要の改正を行うもの。

### 【質疑：平野委員】

納税者に対して規定以上に不利になるとか、市全体で今までより上げていくようなものはないか。

### 【答弁：原税務課長】

地方税法の改正に伴う条例改正のため、市独自で判断する余地はほとんどない。

ただ、固定資産税の「課税標準額を3年間取得したものに限り「0」とする」規定については3年間税収が「0」ということになり、減収分については75%を交付税で措置することとされており、一定の減少ということにはなる。この特例率は、地方税法では「2分の1から0の範囲で市が判断すること」とされているが、市が「0」を選択した意味は「設備投資を後押ししたいこと、減収分について交付税措置があること」によるもの。ちなみに高知県内では四万十市を含め11市全てが「0」を選択する意向である。

### 【質疑：平野委員】

地方税法の改正に伴う改正ということで了解した。市民に不利に当たるようなことは無いということ、市全体にも交付税措置で低減された3年間の部分が補填されるということで市にも不利益がない、という内容で間違いはないか。

### 【答弁：原税務課長】

はい、不利は無いと。ただ「0」をすることで新たな設備投資を促進することになるため、これがあるから投資をするという中小企業者もいると思うので、そういうことを考えると34年度以降は新たな税収の確保につながると思われる。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、第9号議案「四万十市過疎地域自立促進計画の一部変更について」について審査を行った。

### 【説明：伊勢脇地域企画課長】

この計画は平成28年度から32年度までの計画で、この計画に基づいて西土佐地域で様々な取組を行っている。今回計画を変更するにあたり、自立促進施策区分において本文の修正や、項目の概算事業費合計額が20%を超える増額になったため、「変更にあたっての計画全体に及ぼす影響が大きいもの」ということから、法に基づいて議会の議決をお願いするものである。

事業の変更の主なものは、産業の振興区分において「四万十ひろばのオートキャンプ場の整備」「栗産地再生事業」を追加。交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進区分において、「市町村の道路整備（中半線他の道路改良工事、口屋内一宇和島線の修繕工事）」を新規事業として追加。生活環境の整備として、西土佐地域については飲料水の供給を簡易水道施設で行っているが、「江川・半家・江川崎・岩間での区域拡張や増補改良工事」を新規事業として追加。また、同じ項目で廃棄物処理施設の改良工事として「クリーンセンター西土佐の基幹的設備改良事業」を追加している。

この他にを行う事業と合わせて、全体事業費は変更前が41億8843万4千円、今後実施が見込まれるもの等を含め変更後が60億4384万5千円となり、18億5541万1千円の増額、割合として44.3%の事業費の増となっている。

### 【質疑：西尾委員】

44.3%とかなりの増額だが、これは昨年度中に計画がなされたものか。28年からずっと計画していて、いきなり去年1年で変わるものなのか。28年・29年と計画が立っていたのにも関わらず、30年で一気に、1年で変わるのかなど。中身を確認させていただきたい。

### 【答弁：伊勢脇地域企画課長】

計画策定時については詳細を把握していないが、今回の見直しにあたっては水道施設やし尿処理施設等

の改良、整備が急がれる形になり、それらが新たに追加されたものと思われる。

**【質疑：平野委員】**

四万十ひろば整備事業だが、四万十ひろばはどこにあるか。

**【答弁：伊勢脇地域企画課長】**

支所対岸にカヌー館というのがあり、ウルトラマラソンの休憩地にもなっているが、その前に現在もキャンプ場として利用している広場がある。そこにオートキャンプ場と言って車が入れる環境を整備する計画である。

**【質疑：平野委員】**

栗産地再生事業だが、これは過疎地域自立特別事業でやることになっているが、具体的に地域、地区はどの辺をやるのか。

**【答弁：伊勢脇地域企画課長】**

特定の地区ということではない。西土佐地域は十和地区等も含めて北幡地域で栗の生産が盛んな所であるが、現在は山地・山の斜面を利用した栗の生産ということで労働的にもかなり厳しい状況になるため、平場での生産ができないかということで、生産方法について考えていこうという事業である。

**【質疑：寺尾委員】**

オートキャンプ場にするということだが、今でもキャンプができる状態だが、どうして車を入れた状態に変更するのか。

**【答弁：伊勢脇地域企画課長】**

今は広いキャンプスペースはあるが、車を置いて荷物を持って行かなくてはいけない。最近、仁淀川沿いでもオートキャンプ場ができてかなり人気を博しており、キャンプ利用客の利便性の向上を図るという意味でオートキャンプ場の整備を行うものである。

**【質疑：寺尾委員】**

「かわらっこ」のようなイメージか。

**【答弁：伊勢脇地域企画課長】**

観光サイドになるため産業建設課の所管になるが、イメージとして考えられるのは「かわらっこ」のような状況になると思われる。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に第10号議案「工事請負契約について」審査を行った。

**【説明：町田財政課長】**

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条」の規定により、契約の締結について議会の議決を求めるもの。具体的な提案理由としては、予定価格が1億5千万円以上の工事または製造請負に該当し、議決をお願いするものである。

契約の内容については、請負工事名は「平成30年度四万十市立川崎保育所移転改築工事（建築主体工事）」。特定建設工事共同企業体方式を採用し、指名競争入札で実施している。指名にあたっては予備指名を行い、中村地域の市内A級業者8社・B級業者6社・西土佐地域のC級業者6社、この20社を指名してJVを組んでもらった特徴がある。市内業者の技術力の向上と西土佐地域事業者の受注機会の確保ということで、こういう措置をとった。

契約の相手方は、入札の結果「大塚・沖特定建設工事共同企業体」であり、他7企業体については添付の議案参考資料のとおり。

契約金額は消費税込みで2億2370万400円、税抜きで2億713万円。

予定価格は税抜きで2億3014万5千円。

入札に付した時の最低制限価格の設定が2億713万円で、最低制限価格と同額での落札となっている。率で90%という結果になっている。

**【質疑：西尾委員】**

最低より下回った業者はあるか。

**【答弁：町田財政課長】**

下回った失格者はいない。仕組みとしては、もし落札しなければ最低制限価格を下回ると失格となり次の入札に進めないことになる。これを上回った中で、予定価格と最低制限価格の中の一番低い金額で入札された方が落札者の決定ということになる。

**【質疑：西尾委員】**

昨日の質疑の中で、最低の90%と同額だったという認識でよいか。

**【答弁：町田財政課長】**

最低制限価格と同額で入札されたということになる。今回の落札は、最低制限価格と同額での入札である。

**【質疑：山崎委員】**

偶然そうなったのかもしれないが、他に何度かそういう例は過去にあったか。

**【答弁：町田財政課長】**

今回、建築主体関係では初めて。土木関係では、舗装等は昨年度 20 数件中 9 割以上が最低制限になっている。これまで、建築主体工事の中で 3 億円を超える大きな工事で一番近かったのは最低制限との差が 2 万円というのがあった。2 万円や、最低制限価格との差が 10 万円くらいなど。

制度の仕組みとして説明しておく、HP 等で入札結果が出た場合、平成 26 年 5 月入札から予定価格および最低制限価格について事後公表にしている。26 年以降で一番近かった工事は、27 年度の西土佐の屋体建築工事において、予定価格 3 億 3200 万余りに対し 2 万円ほど。10 万円以下（4 万円や 5 万円代）に迫った事例はあるが、今回ピッタリというのは建築主体では初めて。

もう一つ要因を挙げると、今年の 5 月入札から最低制限価格の単位を千円単位から万円に切り上げている。そういったところも一定あるのではないかと思う。

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

■次に管内視察・行政視察について協議を行った。

— 小休中 —

— 正 会 —

●管内視察

実施日：7月23日(月) 8時30分市役所集合・出発

視察先：奥屋内のヘリポート・特殊消防車、横瀬川ダム、東中筋中学校避難路、山路の津波避難ゴンドラタワー、初崎堤防

— 小休中 —

— 正 会 —

●行政視察

実施日：10月中

視察先及び内容：調整中

— 小休中 —

■事務局より報告事項

○支所地域企画課・四万十市生活交通バス利用状況の資料配付について説明。

○平成 30 年度市町村議会議員研修の出欠を 6 月 26 日までにお問い合わせ。

○高知県市議会議長会の議題について。

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。

